

静岡県立吉原林間学園診療所の設置、管理並びに使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月23日

静岡県知事 川勝平太

### 静岡県条例第8号

静岡県立吉原林間学園診療所の設置、管理並びに使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例

静岡県立吉原林間学園診療所の設置、管理並びに使用料及び手数料に関する条例（平成31年静岡県条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料又は手数料)</p> <p><b>第6条</b> 知事は、診療所の利用又は診療所において行う業務について、使用料又は手数料（以下「使用料等」という。）として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額を徴収する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 診断書の交付 1通につき<u>5,400円</u>以内で知事が別に定める額</p> <p>(3) 証明書の交付 1通につき<u>5,400円</u>以内で知事が別に定める額</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(使用料又は手数料)</p> <p><b>第6条</b> 知事は、診療所の利用又は診療所において行う業務について、使用料又は手数料（以下「使用料等」という。）として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額を徴収する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 診断書の交付 1通につき<u>5,500円</u>以内で知事が別に定める額</p> <p>(3) 証明書の交付 1通につき<u>5,500円</u>以内で知事が別に定める額</p> <p>(4) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。